

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	所長
根 拠 規 定	美郷町野球場管理規則第 5 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町野球場管理規則第 4 条、第 5 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町野球場管理規則 (目的外使用等の禁止)</p> <p>第 4 条 使用者が承認を受けた目的以外に野球場を使用し、又はその全部若しくは一部を他の者に転貸し、譲渡してはならない。 (使用許可の取消し及び中止)</p> <p>第 5 条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、野球場の使用許可を取り消し、使用を中止することができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反したとき。 (2) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあるとき。 (3) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。 (4) 所長が特に必要があると認めたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日